

新	旧
<p>(協議会出納員) 第7条 2 協議会出納印は、協議会の事務局長及び事務局長をもって企てる</p>	<p>(協議会出納員) 第7条 2 協議会出納印は、協議会の事務局長及びをもって企てる</p>